

資料No. 11

区連会 11 月定例会資料
令和 4 年 11 月 21 日
総務課

各自治会・町内会長 様

栄区明るい選挙推進協議会
会長 田中 貞代

栄区明るい選挙推進協議会推進員の推薦について(依頼)

晩秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから明るい選挙推進運動につきまして、種々御協力いただき厚くお礼申し上げます。

明るい選挙推進協議会は、不正のないきれいな選挙と投票総参加の実現を目的に、自主的な選挙啓発活動を行う団体です。

さて、このたび御活躍いただきました、第 18 期推進員の任期が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、明るい選挙推進運動の推進を図るとともに投票率の向上に向けて、第 19 期推進員の御推薦を次によりお願い申し上げます。

1 推薦人数及び推薦方法

- (1) 各自治会・町内会単位で、1名以上の御推薦をお願いします。
- (2) 希望者が多数の場合は、1名を上回って御推薦いただいても構いません。
- (3) 再任は可能です。

2 任 期

令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

3 推薦名簿の提出

同封の推薦名簿に御記入の上、返信用封筒にて 令和 5 年 2 月 24 日 (金) までに御返送いただくようお願いいたします。

《添付書類》

横浜市栄区明るい選挙推進協議会規約

(事務局) 栄区役所総務課統計選挙係

須藤、矢井田

電話 894-8315 FAX 895-2260

Eメール sa-toukei@city.yokohama.jp

栄区明るい選挙推進協議会推進員(第19期)推薦名簿

栄区明るい選挙推進協議会の推進員を次のとおり推薦します。

(推進員)

※推薦人数は、『各自治会・町内会』から『1名』以上お願いします。

	フリ 氏	ガナ 名	住 所	電 話 番 号	役 職 等
1			〒		
2			〒		
3			〒		
4			〒		

令和 年 月 日

自治会・町内会名

代表者フリ
氏ガナ
名

* 取得した個人情報は、栄区明るい選挙推進協議会及び栄区選挙管理委員会からの連絡用名簿作成の目的でのみ利用し、これ以外の目的の利用はしません。

横浜市栄区明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、横浜市栄区明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、民主政治の基盤である明るい選挙の実現を期し、広く市民の間に明るい選挙の意識を醸成して、自主的な明るい選挙運動を強力に展開することを目的とする。

(構 成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体の代表者又は代表する者からなる委員をもって組織する。

2 協議会は、運動の広域的な推進をはかるため、別表2に掲げる団体から推薦された者及び有志の者を推進員としておくことができる。

(任 期)

第4条 委員及び推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が団体の代表者の資格を失ったときは、その職を失う。なお、任期途中の交替は前委員の残任期間とする。

3 委員及び推進員は、一身上の都合により辞職することができる。

(事 業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、選挙管理委員会及び関係諸団体と連携して、次に掲げる事業を行う。

(1) 平常時における明るい選挙啓発の企画及びその実施。

(2) 各種選挙時における明るい選挙啓発運動の企画及びその実施。

(3) 選挙法を守る運動その他明るい選挙に関する各種事業の企画及びその実施。

(役員及びその職務)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名

(3) 会計監事 2名

2 会長、副会長及び会計監事は委員の互選とし、その任期は2年とする。ただし、新しい会長、副会長及び会計監事が就任する時まで在任するものとし、再任は妨げない。

3 会長は協議会を代表するとともに、会議を招集かつ主宰し、また協議会の常務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、又は会長が欠けたきは、その職務を代行する。

5 会計監事は協議会の会計について監査する。

(顧 問)

第7条 協議会に顧問を置く。顧問は区選挙管理委員会委員長、区長及び副区長(総務

部長)をもって充てる。

- 2 顧問は、第5条の事業を達成するために必要な協力をするとともに、会議において意見を述べることができる。

(会 議)

第8条 協議会の定例委員会は、年1回とする。ただし、必要があるときは臨時委員会を開催することができる。

(定足数、表決)

第9条 協議会の会議は、委員の半数以上の出席により成立し、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を横浜市栄区役所総務部総務課内に置く。

- 2 事務局長は、栄区総務部総務課長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、栄区総務部総務課統計選挙係長をもって充てる。
- 4 事務局の事務は、栄区総務部総務課統計選挙係員が、会長及び上司の命によりこれを行う。

(会 計)

第11条 協議会の会計は、明るい選挙推進運動事業補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 予算の編成は、委員会の承認を得なければならない。
- 3 前年度の収支決算は、会計監事の承認を経て委員会に報告し承認を得なければならない。
- 4 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が定める。

- 2 この規約の改正は、過半数の委員の同意を必要とする。

付 則 この規約は、昭和62年1月16日から施行する。

この規約は、平成7年5月26日から施行する。

この規約は、平成10年5月25日から施行する。

この規約は、平成11年7月5日から施行する。

この規約は、平成14年6月19日から施行する。

この規約は、平成17年6月15日から施行する。

この規約は、平成19年6月13日から施行する。

この規約は、平成24年5月16日から施行する。

この規約は、平成28年4月21日から施行する。

この規約は、平成29年5月29日から施行する。

『別表 1』(第 3 条関係)

横浜市栄区明るい選挙推進協議会推進委員の構成

団体名
連合町内会
社会福祉協議会
P T A連絡協議会
消費生活推進員
シニアクラブ連合会
青少年指導員協議会
スポーツ推進委員連絡協議会
商店街連合会
交通安全母の会連絡会
食生活等改善推進員会
民生委員・児童委員協議会

上記各団体に 1 名以上の推薦を依頼する。

『別表 2』(第 3 条関係)

横浜市栄区明るい選挙推進協議会推進員の構成

団体名
栄区内各自治会町内会
社会福祉協議会
P T A連絡協議会
消費生活推進員
シニアクラブ連合会
青少年指導員協議会
スポーツ推進委員連絡協議会
商店街連合会
交通安全母の会連絡会
食生活等改善推進員会
民生委員・児童委員協議会

上記各団体に 1 名以上の推薦を依頼する。